

# 平成十一年法律第九十一号

## 総務省設置法

### 目次

第一章 総則（第一条）	第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等
第二章 総務省の設置並びに任務及び所掌事務等	第三章 本省に置かれる職及び機関
第一節 総務省の設置（第一条）	第一節 特別な職（第七条）
第二節 総務省の任務及び所掌事務（第三条）	第二節 審議会等（第四条）
第三節 総務省の長（第五条・第六条）	第三節 総務省（第八条）
第四節 情報公開・個人情報保護審査会（第十七条の三）	第四節 地方財政審議会（第九条・第十七
第五款 官民競争入札等監理委員会（第十	第五款 行政不服審査会（第十七条の二）
第六款 独立行政法人評価制度委員会（第	第六款 情報公開・個人情報保護審査会（第
第七款 国地方係争処理委員会（第十八	第七款 行政不服審査会（第十七条の二）
第八款 電気通信紛争処理委員会（第十九	第八款 情報公開・個人情報保護審査会（第
第九款 電波監理審議会（第二十条）	第九款 行政不服審査会（第十七条の二）
第十款 統計委員会（第二十一条）	第十款 独立行政法人評価制度委員会（第
第三節 特別の機関（第二十二条・第二十三	第十一節 地方支分部局（第二十四条・第二十
条の二）	第十二節 消防庁（第三十二条）
第四節 外局	附則
第一節 設置（第三十条）	第一章 総則（目的）
第二節 公害等調整委員会（第三十一条）	第一条 この法律は、総務省の設置並びに任務及び所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 総務省の設置等	第三章 総務省の設置
（設置） 第一節 総務省の設置	（設置） 第二節 総務省の任務及び所掌事務（任務）
第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。	（設置） 第二節 総務省の設置
第四条 総務省は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	第五条 総務省の長（第五条・第六条）
一、恩給制度に関する企画及び立案に関すること。	第六条 情報公開・個人情報保護審査会（第十七条の三）
二、恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。	第七条 行政不服審査会（第十七条の二）
三、行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に関すること。	第八条 行政不服審査会（第十七条の二）
四、行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。	第九条 電波監理審議会（第二十条）
五、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。	第十条 統計委員会（第二十一条）
六、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定す	第十一節 地方支分部局（第二十四条・第二十
（その資本金の二分の一以上が国からの出	第十二節 消防庁（第三十二条）

一、前項に定めるもののほか、総務省は、同項の任務に関する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。	二、前項に定めるもののほか、総務省は、同項の任務に関する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
三、総務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。	四、総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
五、総務省は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	六、総務省は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
七、内閣官房を助けるものとする。	八、内閣官房を助けるものとする。
八、内閣官房を助けるものとする。	九、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
九、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五条第二項及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号において同じ。）に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に係る各府省及びデジタル庁の事務の総括に關すること。	十、各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
十、各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。	十一、各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。
十一、各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。	十二、第十号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。
十二、第十号の規定による評価並びに前号の規定による評価及び監視（次号において「行政評価等」という。）に関連して、次に掲げる業務の実施状況に關し必要な調査を行うこと。	十三、行政評価等に關連して、前号二の規定による調査に該当するもののほか、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九号（設置）第三条第一項の規定に基づいて、総務省を設置する。

十四、各行政機関の業務（第十二条に規定する第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に關し調査を行うこと。	十五、行政相談委員に關すること。
十五、行政相談委員に關すること。	十六、地方自治及び民主政治の普及徹底に關すること。
十六、地方自治及び民主政治の普及徹底に關すること。	十七、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に關すること。
十七、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に關すること。	十八、地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行うこと。
十八、地方公共団体の求めに応じて当該地方公共団体の行政及び財政に關する総合的な調査を行うこと。	十九、地方自治に關する政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に關すること。
十九、地方自治に關する政策で地域の振興に関するものの企画及び立案並びに推進に關すること。	二十、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
二十、豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。	二十一、公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに關する事務を行うこと。
二十一、公有地の拡大の推進に關する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地開発公社及び土地の先買いに關する事務を行うこと。	二十二、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に關し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。
二十二、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画及び立案並びに運営に關し、必要な意見を関係行政機関の長に述べること。	二十三、地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。
二十三、地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力をを行うこと。	二十四、地方自治に關する調査及び研究に關すること。
二十四、地方自治に關する調査及び研究に關すること。	二十五、地方公共団体の組織及び運営に關する制度の企画及び立案に關すること。
二十五、地方公共団体の組織及び運営に關する制度の企画及び立案に關すること。	二十六、市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に關する政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

二十七 住民基本台帳制度に關すること。  
 二十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に關する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知、同条第七項に規定する個人番号カードの發行、交付及び管理並びに同条第八項に規定するカード代替電磁的記録の發行及び管理に關すること。

二十九 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に關する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の發行及び管理に關すること。

三十 住居表示制度に關すること。

三十一 行政書士に關すること。

三十二 地方公務員に関する制度の企画及び立案に關すること。

三十三 地方公共団体の人事行政に對する協力及び技術的助言に關すること。

三十四 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に關すること。

三十五 公職選舉法（昭和二十五年法律第一百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に關する制度の企画及び立案に關すこと。

三十六 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に關する制度の企画及び立案に關すること。

三十七 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に關すること。

三十八 第三十五号及び第三十六号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に關ること。

三十九 政黨その他の政治団体、政治資金及び政党助成に關すること。

四十 地方公共団体の財政に關する制度の企画及び立案に關すること。

四十一 地方公共団体の負担を伴う法令案並びに國の歳入歳出及び國庫債務負担行為の見積りについて、関係各大臣に対して意見を述べること。

四十二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に關すること。

四十三 後進地域その他の特定の地域に対する國の財政上の特別措置に關すること。

四十四 地方交付税に關すること。

四十五 地方債に關すること。

四十六 地方公共団体の財政資金の調達に關すること。

四十七 当せん金付証票に關すること。

四十八 地方競馬、自転車競走及びモーターボート競走を行うことができる市町村の指定に關すること。

四十九 地方公共団体の經營する企業に關すること。

五十 地方公共団体の財務に關係のある事務に關する資料の提出の要求、調査及び助言に關すること。

五十一 地方公共団体の財政の健全化に關すること。

五十二 第四十号から前号までに掲げるもののほか、地方財政に關すること。

五十三 地方税、森林環境税及び特別法人事業税に關する制度の企画及び立案に關すること。

五十四 法定外普通税及び法定外目的税の新設又は変更に係る協議及び同意に關すること。

五十五 前二号に掲げるもののほか、地方税、森林環境税及び特別法人事業税に關すること。

五十六 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に關すること。

五十七 国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に關すること。

五十八 符号、音響、影像その他情報の電磁的方式による發信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に關すること。

五十九 國際放送その他の本邦と外國との間の情報の電磁的流通の促進に關すること。

六十 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に關すること。

六十一 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の發達、改善及び調整に關すること。

六十二 日本放送協会に關すること。

六十三 非常事態における重要通信の確保に關すること。

六十四 周波数の割当て及び電波の監督管理に關すること。

六十五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に關すること。

六十六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に關すること。

六十七 電波の利用の促進に關すること。

六十八 周波数標準値の設定、標準電波の發射及び標準時の通報に關すること。

六十九 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に關する技術上の規格に關すること。

七十 情報の電磁的流通及び電波の利用に關する技術の研究及び開発に關すること。

七十一 情報通信の高度化に關する事務のうち情報の電磁的流通に關するものに關すること。

七十二 宇宙の開發に關する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に關するものに關すること。

七十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に關する國際的取決めを協議し、及び締結すること並びに國際電気通信連合その他の機關と連絡すること。

七十四 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に關すること。

七十五 郵便認証司に關すること。

七十六 信書便事業の監督に關すること。

七十七 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に關する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機關と連絡すること。

七八 統計及び統計制度の發達及び改善に關する基本的事項の企画及び立案に關すること。

七十九 統計調査の実施についての審査及び調整並びに統計基準の設定に關すること。

八十 統計職員の養成の企画及び立案に關すること。

八十一 國際統計事務の統括に關すること。

八十二 國勢調査その他国勢の基本に關する統計調査の実施及び製表並びに國の行政機關又は地方公共団体の委託による統計調査の実施又は製表に關すること。

八十三 第七十八号から前号までに掲げるもののほか、統計技術の研究その他統計の發達及び改善に關すること（他の行政機關の所掌に属するものを除く。）。

八十四 引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第三条第一項の規定による特別交付金に關すること。

八十五 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍從軍看護婦に対する慰労の事務に關すること。

八十六 旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍從軍看護婦に対する慰労金等に關すること。

八十七 一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。）に対して追悼の意を表す事務に關すること（厚生労働省の所掌に属するものを除く。）。

八十八 國會議事堂等周辺地域及び外國公館等周辺地域の静穩の保持に關する法律（昭和六十年法律第九十号）第三条第一項の規定による政黨事務所周辺地域の指定に關すること。

八十九 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に關する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定による対象政黨事務所及び対象政黨事務所の敷地の指定並びに同条第二項の規定による対象政黨事務所に關する対象施設周辺地域の指定に關すること。

九〇 所掌事務に關する一般消費者の利益の保護に關すること。

九一 所掌事務に關する国際協力に關すること。

九二 政令で定める文教研修施設において、所掌事務に關する研修を行うほか、次に掲げる研修を行うこと。

九三 地方公務員に対する地方自治に關する高度の研修

口 國家公務員及び地方公務員に対する統計に關する研修

九十三 公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）第四条に規定する事務  
九十四 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四条第二項に規定する事務  
九十五 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務  
前項に定めるもののほか、総務省は、前条第一項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策について閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、総務省は、前条第一項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策について閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

### 第三節 総務省の長

（総務大臣）

第五条 総務省の長は、総務大臣とする。

（勧告及び調査等）

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第四号及び第十一号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第一項第十一号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

3 総務大臣は、評価又は監視に関連して、第四条第一項第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

4 総務大臣は、評価又は監視の目的を達成するために必要な最小限度において、第四条第一項第十三号に規定する地方公共団体の業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聞くものとする。

5 総務大臣は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができ。総務大臣は、評価又は監視の結果関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7 総務大臣は、評価又は監視の結果行政運営の改善を図るため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該行政運営の改善について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十六条の規定による措置がとられるよう意見を具申するものとする。

8 総務大臣は、評価又は監視の結果綱紀を維持するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、これに關し意見を述べることができる。

（総務審議官）

第七条 総務省に、総務審議官三人を置く。

（第一節 特別な職及び機関）

2 総務審議官は、命を受けて、総務省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（総務審議官）

第七条 総務省に、総務審議官三人を置く。

（第二節 審議会等）

（第一款 設置）

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

（行政不服審査会）

（情報公開・個人情報保護審査会）

（官民競争入札等監理委員会）

（独立行政法人評価制度委員会）

（国地方競争処理委員会）

（電気通信紛争処理委員会）

（電波監理審議会）

（統計委員会）

（所掌事務）

（第二款 地方財政審議会）

（所掌事務）

（第九条 合法）

地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、地方交

付税法、競馬法（昭和二十三年法律第一百五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律第一百四十二号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第一百三号）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第一百五十七号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、特別譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）、航空機燃料譲

（任期）

第十三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の罷免）

第十四条 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に行為があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。ただし、第十二条第二項の委員については、あらかじめ、それぞれ当該委員を推薦した地方公共団体の長及び議会の議長の各連合組織の意見を聴かなければならぬ。

（組織）

第十条 地方財政審議会は、委員五人をもつて組織する。

（会長）

第十一条 地方財政審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、地方財政審議会を代表する。

3 地方財政審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならぬ。

（委員の任命）

第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならぬ。

（全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人）

2 全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

3 全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者一人

（第四款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条 第二款 行政不服審査会について

不不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによること。

（第五款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の三 情報公開・個人情報保護審査会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第六款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の四 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第七款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の五 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第八款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の六 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第九款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の七 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第十款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の八 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第十一款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の九 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（第十二款 情報公開・個人情報保護審査会）

第十七条の十 官民競争入札等監理委員会について

不不服審査法（平成十五年法律第六十号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。



令和十一年三月三十日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和十三年三月三十日	過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。）の持続的発展に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和十五年三月三十日	離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
令和十七年三月三十日	同法に規定する事務を行うこと。
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七条号）第八条に規定する移行期間の末日	（総務審議官の設置期間の特例）  第三条 第七条第一項の総務審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。 (地方財政審議会の所掌事務の特例)
第四条 地方財政審議会は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成二年法律第十七号、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号、附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定により	

その権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九条第二項及び第三項の規

改正規定及び次条の規定は、同年十月一日から施行する。

○二〇) 附則(平成一四年七月一九日法律第九抄)

(施行期日)	（施行期日）	第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第十九条から第二十一条までの規定	第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定	第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定
（施行期日等）	（施行期日等）	（施行期日等）
附 則（平成一六年四月一日法律第二十六号）抄	附 則（平成一六年四月一日法律第二十六号）抄	附 則（平成一六年四月一日法律第二十六号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成十六年度分の所得譲与税から適用する。	第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成十六年度分の所得譲与税から適用する。	第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成十六年度分の所得譲与税から適用する。

（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十一条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十二条までの規定 平成十七年四月一日	二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十一条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十二条までの規定 平成十七年四月一日	二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十一条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る）、第七条及び第九条から第十二条までの規定 平成十七年四月一日
附 則（平成一六年六月二日法律第七十四条号）抄	附 則（平成一六年六月二日法律第七十四条号）抄	附 則（平成一八年三月三一日法律第七十七条号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第三条から第五条までの規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年三月三〇日法律第七号）抄	附 則（平成一七年三月三〇日法律第七号）抄	附 則（平成一八年三月三一日法律第七十七条号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年三月三〇日法律第八号）抄	附 則（平成一七年三月三〇日法律第八号）抄	附 則（平成一八年三月三一日法律第七十七条号）抄
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章の次に一章を加える改正規定中第三

章の二第二節及び第三節に係る部分、第二十

六条の五の次に二条を加える改正規定中第二

十六条の七に係る部分並びに附則第十四条か

ら第十七条までの規定 平成二十年四月一日

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

十六条の七に係る部分並びに附則第十四条か

ら第十七条までの規定 平成二十一年四月一日

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

十六条の七に係る部分並びに附則第十四条か

ら第十七条までの規定 平成二十一年四月一日

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

十六条の七に係る部分並びに附則第十四条か

ら第十七条までの規定 平成二十一年四月一日

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

十六条の七に係る部分並びに附則第十四条か

ら第十七条までの規定 平成二十一年四月一日

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

十六条の七に係る部分並びに附則第十四条か

ら第十七条までの規定 平成二十一年四月一日

**附 則** (平成一九年一二月二八日法律第

(施行期日) **抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月二六日法律第

九五号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二一年三月三一日法律第八

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二四年五月八日法律第三〇

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則

第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振

興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定

並びに附則第五条から第七条までの規定 公

布の日

**附 則** (平成二一年三月三一日法律第九

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。

**附 則** (平成二一年七月一日法律第六六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。

**附 則** (平成二二年三月一七日法律第三

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二二年七月一日法律第六六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二〇年四月三〇日法律第二

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十

日を経過した日から施行する。

**附 則** (平成二四年三月三〇日法律第七

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則

第一項の規定及び第三条中小笠原諸島振

興開発特別措置法附則第二項本文の規定

並びに附則第五条から第七条までの規定 公

布の日

**附 則** (平成二五年五月八日法律第三〇

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から

施行する。ただし、第一項の規定(郵政民営化

法目次中「第六章 郵便事業株式会社」第一

節 設立等(第七十条一第七十二条)第二節

設立に関する郵便事業株式会社法等の特例

(第七十三条・第七十四条)第三節 移行期間

中の業務に関する特例等(第七十五条一第七

八条) 第七章 郵便事業株式会社を「第六章

削除 第七章 日本郵便株式会社」に改める

改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会

社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める

改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二

号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六

章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会

社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める

改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第

八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から

第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一

項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の第一

項の改正規定、同法第一百十一条第一号及び第二

号の改正規定、同法第一百三十五条第一項第二号及び

第三項の改正規定、同法第一百三十六条第一項第一

号の改正規定、同法第一百三十七条第一項第一

号の改正規定、同法第一百三十八条第一項第一

号の改正規定、同法第一百三十九条第一項第一

号の改正規定、同法第一百四十条第一項第一

号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第一

号の改正規定、同法第一百四十三条第一項第一

第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の改正規定(その他の経過措置の委任)

規定期は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置を含む)は、政令で定める。

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

規定期は、公布の日から施行する。

（施行期日）

**第一条** この法律は、番号利用法の施行の日から

施行する。ただし、附則第二項の改正規定並び

に次条並びに附則第四条、第六条及び第九条か

ら第十一条までの規定は、公布の日から施行す

る。

**附 則** (平成二五年五月三一日法律第二

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十五年四月一日から

施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、當該

各号に定める日から施行する。

（規定期）

**第一条** 第二十三条から第四十二条まで、第四十四条

の規定による改正規定に限る。）及び第五十条の規定による改正規定は、當該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二六年五月三一日法律第六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から

施行する。

**附 則** (平成二六年三月三一日法律第六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から

施行する。

**附 則** (平成二六年四月一八日法律第二

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において、政令で定める日か

ら施行する。

**附 則** (平成二三年六月二十四日法律第七

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日（以下

「施行期日」という。）から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一〇月二二日法律第

九五号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二四年五月八日法律第三〇

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二四年六月二七日法律第三

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則

第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振

興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定

並びに附則第五条から第七条までの規定 公

布の日

**附 則** (平成二二年一二月三日法律第六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二二年一二月三日法律第六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二二年一二月三日法律第六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

**附 則** (平成二二年一二月三日法律第六

号) **抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。



